

## ○議案第25号 守口市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、より広域的で多様な交流、協働を育む機能を併せ持つコミュニティづくりの拠点施設として、東部エリアにおいては、旧藤田中学校跡地に、中部エリアにおいては、市役所本庁舎内に、南部エリアにおいては、市民保健センター内に、それぞれエリアコミュニティセンターを設置し、現在10館1分室ある地区コミュニティセンターを順次5館へ集約するとともに、より一層の効率的な運営等を目指し、指定管理者制度の導入を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、地区コミュニティセンターは集約されることとなるが、地域コミュニティ拠点施設基本計画においては、地域住民自らが管理運営するとされている（仮称）地域館などが示されており、利便性に配慮する観点から、今後、身近な地域における施設について研究・検討され、引き続き地域コミュニティの活性化を図られたいこと。なお、南部エリアの拠点施設として、これまで寺方小学校跡地が想定されていたため、いまいちど、設置場所について、地域住民に対し、真摯に説明を行われたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、拠点施設については、寄せ集めの施設ではなく、基本計画にのっとり整備すべきであり、地域住民にとって利便性が高い地区コミュニティセンターについては、拠点施設設置後も集約せずに残すべきであるとの理由により反対の意を表明され、福西委員におかれましては、市民保健センターへの拠点施設の設置や指定管理者制度導入後の利用料の取り扱いについては、計画性のないまま進められ、十分に検討されていないとの理由により反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。